

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月1日
担 当 課	福祉政策課 地域福祉担当室

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会・千葉縣市川市八幡3丁目28番23号 本八幡イーストビル3F
工事等の名称	松戸市自立相談支援事業業務委託（ホームレス等巡回相談）
工事等の場所	ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者の起居する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	2, 791, 503円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	松戸市自立相談支援事業（ホームレス等巡回相談）に関する委託
随意契約の理由	松戸市自立相談支援事業（ホームレス等巡回相談）は、生活困窮者自立支援法に基づき、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援することを目的として実施する事業である。 本事業の実施にあたっては、支援対象者が抱える多岐にわたる様々な課題に対して、医療機関をはじめその他様々な関係機関と連携しながら対応していくものであり、本事業の遂行にあたっては複合的かつ柔軟な対応が求められるところである。 また、本事業で効果的な支援を行うにあたっては、形式的な支援に止まらず、心理的な支援や、支援対象者との関係構築を含む継続的支援も非常に重要なものであり、過去の経験に基づく高度なノウハウが欠かせない。 「特定非営利活動法人 生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会」は、上記の条件を満たしており、1

	997年に設立されて以来、市川市からの委託事業を10年以上実施しており、実績も十分であることから、本事業を実施するのに最も適切な事業者であると考えます。 以上のことから、松戸市自立相談支援事業（ホームレス等巡回相談）業務委託は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、事業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。
--	--